三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三兆九千九百二十七億七千万円

六　発行額　額面金額で四千七十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆九千九百六十二億六千八百三十二万千百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千七十五億五千六百七十万七千二百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年九月二十日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円八銭三厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円八銭七厘六毛

十二　償還期限　平成二十八年十二月十九日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十八年九月二十日

○財務省告示第二百九十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月五日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六百三十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

六　発行額　額面金額で三兆九千七百五十三億六千万円

イ　価格競争入札発行　額面金額で四千四十六億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆九千七百八十六億千九百六十六万千四百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四十九億三千百七十七万二千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年九月二十六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円七銭六厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円八銭二厘

十二　償還期限　平成二十八年十二月二十六日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十八年九月二十六日

○文化庁告示第五十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月五日　文化庁長官　宮田　亮平